

雲南省特許保護及び促進条例

2003年11月28日採択

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

雲南省特許保護及び促進条例

(2003年11月28日雲南省第10回人民代表大会常務委員会の第6回会議採択)

第1章 総則

第1条 特許権の保護を強化し、特許権者の合法的權益を保護し、発明創造を奨励し、これらを広く推進、応用し、科学技術の進歩と革新を促進し、「中華人民共和国特許法」等の関連法律、法規に基づき、本市の実情に照らし本条例を制定する。

第2条 本省の行政区域内における特許活動に従事する単位と個人は、本条例を遵守しなければならない。

第3条 県級以上の人民政府の特許管理部門は本行政区域内における特許の保護業務に責任を負う。工商行政、ニュース出版、税関、公安、品質技術監督等の関連部門は各自の職責に基づき特許の保護業務を行うものとする。

第4条 各級人民政府は特許業務の必要に応じて、特許保護の進展のために必要な経費を保障しなければならない。

第5条 省の人民政府の特許管理部門は単位、個人の申請又は委託に基づき、専門的に知的財産権の研究に従事している団体、関連会社仲介機構とその他の技術、法律の専門家を組織して特許保護の鑑定を行わなければならない。単位、個人は法に基づき設立した特許保護の鑑定機構に委託して特許保護の鑑定を行うことができる。

第6条 如何なる単位及び個人も他人の特許権を不法に実施したり、他人の特許を詐称又は非特許製品を特許製品であると詐称してはならず、上記の行為のために便宜を提供してはならない。

第2章 特許の管理

第7条 各級人民政府は単位と個人の国内、国外で特許の出願、特許技術の実施、特許製品の開発、自主的な知的財産権の獲得を奨励しなければならない。各級人民政府は企業が特許技術の二回目の開発創造革新を行うことができるように資金援助等の優遇措置を講じ、特許技術を導入、消化、吸収、実施することを支持しなければならない。企業単位は特許管理制度を確立、完備し、特許管理と保護を強化しなければならない。

第8条 特許権者は当該特許権の価値を定めて出資又は質権として貸付の投資をすることができる。特許権を質権とする場合、質権設定者と質権者は書面の質権設定契約書を締結し、且つ法に基づき質権設定登記を行わなければならない。質権設定契約書が発効後、

質権設定者は契約書を省の人民政府の特許管理部門に届け出なければならない。

第9条 発明者、創作者及び特許技術の主要な製品化実施者が経済社会発展のために顕著な貢献をした場合には、県級以上の人民政府又は特許管理部門により表彰奨励を与えるものとする。

第10条 職務発明創造の発明者、創作者及び特許技術の主要な製品化実施者への奨励、報酬は、単位が発明者、創作者又は特許技術の主要な製品化実施者と約定がある場合は約定に照らし、約定がない場合は単位は次に掲げる規定に従って執行しなければならない。

(1) 発明創造の特許権を付与された日より起算して3ヵ月以内に、発明者又は創作者に報奨金を支給し、一発明特許の報奨金は3千元以上であり、一実用新案特許の報奨金は1千元以上であり、一意匠特許の報奨金は6百元以上である。

(2) 特許が実施され経済効果を得た後、特許権の有効期間内に、毎年当該の発明特許又は実用新案特許の実施により得られる利益の税引後5%以上を、又は当該意匠特許の実施により得られる利益の税引後5%以上を、報酬として発明者、創作者に支給しなければならない。上記の配分を参照し、発明者又は創作者に一括して報酬を支給することができる。特許技術の主要な製品化実施者にその貢献に相応な報酬を与えなければならない。

(3) 他人に特許の実施を許諾する場合には、許諾側は利益を取得した後3ヵ月以内に税引後利益の20%以上を、報酬として発明者又は創作者に支給しなければならない

(4) 特許技術を譲渡する場合には、譲渡利益を獲得した後3ヵ月以内に税引後利益の20%以上を、報酬として発明者又は創作者に支給しなければならない。

(5) 株式形式を採用し特許技術を出資して製品化を実施する場合は、発明者、創作者は当該特許技術を出資した時の価値金額の20%以上の株を獲得することができる。

第11条 特許権者と特許の実施を許諾された側は、特許製品又は当該特許製品の包装上に特許標記と特許番号を表記できる権利がある。

第12条 国有企業事業単位、国有持ち株、株式参加企業は次に掲げる状況の一つに該当する場合、特許の資産に対して評価を行わなければならない。

(1) 特許技術の価値を定めて出資又は特許権の質権設定をする場合。

(2) 特許権に及ぶ企業が再編、変更、終了、倒産をする場合。

(3) 国外から特許技術、特許設備を導入する場合。

(4) 法律、法規により規定された特許資産の評価を行う必要があるその他の場合。前項に規定された以外の単位と個人は、前項の規定を参照し特許資産を評価することができる。

第13条 次に掲げる状況の一つに該当する場合、特許検索の資格がある機構により特許検索報告書を提出しなければならない。

(1) 政府が投入した重要な科学研究の立案と新技術、新製品の開発を申請する場合。

(2) 国家の計画的な技術開発のプロジェクトを遂行する場合。

(3) 特許技術、特許設備を投資する場合。

- (4) ハイテク技術企業を申請又はプロジェクトを認定する場合。
- (5) 法律、法規に規定された特許検索報告書を提出する必要があるその他の場合。

第 14 条 展覧会、交易会又はその他の展覧会の展示品については、展示参加者が特許証又は特許権の許諾契約書を提供できない場合には、特許製品又は特許技術の名義を用いて展示に参加してはならない。

第 15 条 特許検索、特許評価、特許許諾貿易、特許権の譲渡等に従事する特許サービスの仲介機構は、省の人民政府の特許管理部門により認定された資格がなければならず、法に基く登録手続き後に特許の仲介サービスに従事することができる。特許管理部門は本行政区域内における特許のサービスの仲介機構に対して指導と監督の責任を負うものとする。

第 3 章 処理、調停及び調査処理

第 16 条 省の人民政府特許管理部門は全省の対外的に、重大な影響があり、地区が跨る特許紛争を処理、調停し、重大な影響がある他人の特許を詐称したり、非特許を特許であると詐称する行為を調査、処理する責任を負う。

自治州、市の人民政府及び地区行政公署特許管理部門は本行政区域内における特許紛争を処理、本行政区域内における県に跨る特許紛争を調停、本行政区域内における重大な影響がある他人の特許を詐称したり、非特許を特許であると詐称する行為を調査、処理することに責任を負う。

県級人民政府特許管理部門は本行政区域内における特許紛争を調停、本行政区域内における他人の特許を詐称したり、非特許を特許であると詐称する行為を調査、処理することを責任を負う。

第 17 条 当事者は特許権侵害紛争に対して、特許管理部門に処理を請求することができ、直接人民法院に訴訟を提起することができる。

第 18 条 県級以上の人民政府特許管理部門は当事者の請求に基づき、次に掲げる特許紛争について調停することができる。

- (1) 特許権侵害の賠償費用に関する紛争。
- (2) 特許出願権と特許権の帰属に関する紛争。
- (3) 発明者、創作者の法的地位に関する紛争。
- (4) 職務発明創造の発明者、創作者の報奨及び報酬に関する紛争。
- (5) 発明特許出願の公告後、特許権の付与以前に発明が実施され、適切な使用料が支払われないことに関する紛争。調停できない場合は当事者は法に基づき人民政府に訴訟を提起することができる。

第 19 条 特許管理部門に処理と調停を請求する特許紛争は次に掲げる要件に該当しなければならない。

- (1) 請求者は特許紛争と直接利害関係がある。
- (2) 明確な被請求者及び具体的な請求事項、事実、理由が存在する。
- (3) 仲裁の申し立てがない、人民法院に提訴していない。
- (4) 特許管理部門の管轄範囲に属する。

特許権利者が特許管理部門に実用新案特許権侵害紛争の処理を請求する場合には、国务院特許行政部門による検索報告書を提出しなければならない。

第 20 条 特許管理部門は、処理の申請書を受領した後 7 日以内に受理するか否かの決定を行う。受理を決定した場合、決定日から 7 日以内に申請書の副本を送達し、被請求者は申請書の副本を受領した日から 15 日以内に答弁を行わなければならない。

被請求者が答弁しない場合も、特許管理部門が行う処理決定には影響を及ぼさない。

特許管理部門は立案した日から 6 ヶ月以内に処理の決定を行わなければならない、情況が特殊で延期の必要がある場合、本特許管理部門の責任者の許可を経て、3 ヶ月間の延期することができる。

第 21 条 特許権侵害紛争を立案した後、答弁期間内に被請求者が特許再審委員会に特許無効宣告の請求を提出した場合、特許再審委員会の受理通知書によって特許管理部門に特許紛争案件の処理を中止する申請を提出することができ、処理を中止するか否かの決定は、特許管理部門が審査した後、書面にて当事者に通知するものとする。

第 22 条 特許管理部門が特許権侵害紛争を処理する場合、書面にて当事者に定刻の参加を通知しなければならない、当事者の正当な理由のない不参加、又は同意を得ない途中退出は、請求者の場合は、請求を取り下げたものとして処理する。被請求者の場合は欠席で処理することができる。

第 23 条 特許管理部門は他人の特許を詐称したり、非特許を特許であると詐称する行為に対して告発又は発見し、立件に該当する場合、7 日以内に立案し、立案した日から 3 ヶ月以内に調査、処理、立案しなければならない。

第 4 章 行政保護措置

第 24 条 特許管理部門は権利侵害紛争を処理又は他人の特許を詐称したり、非特許を特許であると詐称する行為を調査、処分する場合、次に掲げる職権を行使することができる。関係単位又は個人は協力しなければならない、拒絶又は規制してはならない。

- (1) 当事者、利害関係者と証人に質問する。
- (2) 関係物品と現場を検証、検査を行う。
- (3) 事件と関係する管理資料、契約、帳簿原本の証明資料の調査、複製、登記、保存する。
- (4) 案件と関係があるその他の状況を調査する。

特許権侵害紛争又は他人の特許の詐称及び非特許を特許であると詐称する事件の処理において、明らかに当事者が事件にかかわる物品を移転、隠匿、廃棄する行為が見られ、証

抛を隠滅される可能性がある場合、事件の関係物品を差し押さえる又は仮差し押えることができる。

請求者が差し押さえる又は仮差し押える措置を採用を申請する場合、担保を提供しなければならない、特許管理部門は審査、同意を経て、封印を解除又は仮差し押えた物品を返還することができ、登録、保存することができる。

第 25 条 特許管理部門は特許権侵害行為が成立すると認定した場合、次に掲げる措置を講じ権利侵害行為を制止することができる。

(1) 権利侵害者が特許製品を製造又は特許方法を使用している場合には、権利侵害者に特許製品を製造又は特許方法を使用することを停止し、権利侵害製品を製造又は特許方法を使用するための専用設備、鋳型を廃棄するよう命じる。

(2) 権利侵害者が特許製品又は特許方法により直接得られる製品を輸入している場合には、輸入行為を停止することを命じる。

(3) 権利侵害者が特許製品又は特許方法により直接得られる製品を販売している場合には、権利侵害者に販売行為を停止するよう命じ、且つ未販売の権利侵害製品を使用又は如何なる方法によってもそれを市場に供給してはならないことを命じる。

(4) 権利侵害者が特許製品又は特許方法により直接得られる製品の販売を許諾している場合には、権利侵害者に販売を許諾する行為の停止、影響の除去を命じ、且つ実質的な如何なる販売行為も行ってはならないことを命じる。

(5) 法律、法規に規定されているその他の措置。

権利侵害製品の保存が困難な場合には、権利侵害者に当該製品を廃棄するよう命じる。

第 26 条 他人の特許の詐称、非特許を特許であると詐称する行為が成立する場合、特許管理部門は次に掲げる措置を採るものとする。

(1) 製造、販売した製品、製品の包装上に他人の特許番号を附した、又は特許標記がある非特許製品を製造、販売した場合、行為者に特許標記と特許番号を除去するよう命じる。

(2) 広告又はその他の宣伝資料中で他人の特許番号を使用し、又は非特許技術の特許技術と称する行為をした場合、行為者に当該広告の公布を停止又は当該宣伝資料の頒布の停止、影響の除去、且つ未送付の宣伝資料の廃棄を命じる。

(3) 契約書中に他人の特許番号を使用し、又は契約書中に非特許技術の特許技術と称する行為をした場合、行為者に是正を命じる。

(4) 特許証、特許書類、特許出願書類を偽造又は変造する行為をした場合、行為者に違法行為を停止、その偽造又は変造した特許証、特許書類又は特許出願書類を廃棄するよう命じる。

(5) その他の必要な改正措置を命じる。

他人の特許の詐称、非特許標記を特許標記であると詐称し、特許番号と製品の分離が困難な場合、行為者に当該製品を廃棄するよう命じる。

他人の特許の詐称、非特許を特許であると詐称する行為に対して、特許管理部門は公告し、必要な費用は他人の特許の詐称、非特許を特許であると詐称する行為をした単位又は個人が負担するものとする。

第5章 法律責任

第27条 本条例第6条の規定に違反し、不法に他人の特許を実施する行為のために便宜を提供した場合、特許管理部門は違法行為の停止を命じ、権利被侵害者に損失を与えた場合、法に基づき民事責任を負う。他人の特許の詐称、非特許製品を特許製品であると詐称する行為のために便宜を提供した場合、特許管理部門は是正を命じ、違法所得を没収し、且つ違法所得の3倍以下の罰金に処することができる。違法所得がない場合は5百元以上1万元以下の罰金に処することができる。

第28条 本条例第12条、第13条の規定に違反し、損失を与えた場合、法に基づき行政責任と民事責任を負う。犯罪に該当する場合には、法に基づき刑事責任を追及するものとする。

第29条 本条例第24条の規定に違反し、無断で、差押えられ、登記保存した物品を開封、移転、処理した場合、特許管理部門により5百元以上2万元以下の罰金を科する。治安管理规定に違反する場合は公安機構により法に基づき処罰する。犯罪に該当する場合は法に基づき刑事責任を追及するものとする。

第30条 特許サービスの仲介機構及びその従事者が本条例の規定に違反した場合には、特許管理部門は国家の関係規定に基づき処罰する。当事者に損失を与えた場合、法に基づき賠償責任を負う。犯罪に該当する場合は法に基づき刑事責任を追及するものとする。

第31条 当事者は特許管理部門の行政処罰決定に対し不服がある場合、法に基づき行政再審を申請、又は人民法院に訴訟を提起することができる。当事者が法定期限内に行政再審を申請又は人民法院に訴訟を提起しない、又は処罰決定を執行しない場合、特許管理部門は人民法院に強制執行を申請することができる。

第32条 国家機関の従業員が特許管理業務の職務懈怠、職権濫用、汚職が犯罪に該当する場合には、法に基づき行政処分を行い、犯罪に該当する場合には、法に基づき刑事責任を追及するものとする。

第6章 附則

第33条 本条例は、2004年3月1日から施行する。